

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法学研究者養成分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内会員又は連携会員
3	設置目的	<p>これまで、法学委員会では、法科大学院制度が創設される前の平成12年(2000年)、平成13年(2001年)、平成15年(2003年)に、また、その創設後の平成17年(2005年)、平成23年(2011年)に、法学研究者の養成システムの将来に対する強い危機感をもとに、立て続けに報告書等を公表してきた。しかし、その後も法学研究者養成の現実は厳しく、現在、研究大学院においても、法学諸分野の研究者養成が順調に行われているとは言い難い。</p> <p>当分科会は、このような危機的な状況を打開するための具体的な諸方策を、単に法学領域だけではなく、人文社会科学・自然科学の諸分野における知見と実践をも参照しながら審議し、恒常的な研究者養成プロセスに関する具体的な提言を行うことを目的として設置する。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法学研究者養成の課題の析出 2. 法学研究者養成システムの構築 3. その他設置目的に関連する事項に係る審議に関すること
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	